

認定農業者に対する主な支援措置

- 認定農業者になることで、経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）の交付対象となるとともに、日本政策金融公庫の低利融資（スーパーL資金）や農業経営基盤強化準備金制度による税制の特例等の支援措置が受けられます。

経営所得安定対策	<ul style="list-style-type: none">生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	<ul style="list-style-type: none">麦・大豆等のコスト割れの補填米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	経営改善のための長期低利融資（農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金）。
税制	農業経営基盤強化準備金制度	経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。
農業者年金	農業者年金の保険料支援（特例付加年金）	保険料の半分（1万円/月）を国庫補助。